

○やまと広域環境衛生事務組合事務決裁規程

(平成23年3月1日訓令甲第2号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、やまと広域環境衛生事務組合組合の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を迅速に処理するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令による用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 決裁 管理者又は第2号の専決者（以下「決裁者」という。）若しくは第3号の代決者が事務処理について意思決定をすることをいう。

(2) 専決 副管理者及び事務局長（以下「専決者」という。）がこの訓令により定められた責任範囲の事務について決裁することをいう。

(3) 代決 決裁者が出張若しくは休暇等のとき、又は事故あるとき若しくは欠けたとき（以下「不在」という。）において、この訓令により定められた者（以下「代決者」という。）が代わって決裁することをいう。

(決裁の手続き)

第3条 決裁は、直近上司から順次上司の審査を経て受けるものとする。

2 他の係に関連のある事務であると認めるときは、当該係に合議し、又は供覧しなければならない。

(専決)

第4条 専決者の専決事項は、御所市事務決裁規程（昭和57年御所市訓令甲第1号）の例による。

2 御所市事務決裁規程に基づき専決を行おうとする場合において、表中「市長」とあるものは「管理者」と、「副市長」とあるものは「副管理者」と、「部長」とあるものは「事務局長」と、「課長」とあるものは「事務局課長」と読み替えるものとする。

(代決)

第5条 管理者が不在のときは副管理者が、管理者及び副管理者が不在のときは事務局長が管理者の決裁すべき事項について代決することができる。

2 副管理者が不在のときは、事務局長が副管理者の専決すべき事項について代決することができる。

(専決及び代決の制限)

第6条 この訓令において、専決又は代決事項として定められている事項であっても、重要若しくは異例に属するもの又は規定の解釈上疑義のあるものについては、管理者又は上司の決裁を受けなければならない。

(後関)

第7条 代決者は、必要があると認めるときは、代決した事項に係る文書に「要後関」と明記し、管理者又は専決者の後関を受けるよう起案者に対し指示しなければならない。

い。

附 則

この訓令は、訓令の日から施行する。

附 則（平成24年訓令甲第1号）

この訓令は、訓令の日から施行する。